

令和3年3月より オンライン資格確認が導入されます!

令和3年3月から、医療機関等でオンライン資格確認（退職や転職等による加入保険の変更等を即時に確認できる仕組み）が導入され、マイナンバーカードを健康保険証として利用できることとなります。

ただし、オンライン資格確認未対応の医療機関や、オンライン資格確認の対象ではない柔道整復師、はり灸、あんま、マッサージ等では、マイナンバーカードが利用できないため、組合員証等（組合員証、被扶養者証）は今までどおり交付します。

なお、オンライン資格確認の開始に伴い、組合員証等の組合員証記号番号に枝番（個人を識別するための2桁番号）を追加付与することになり、令和3年4月からの新規資格取得者等にはこの枝番を印字した組合員証等を交付する予定ですが、現在皆さんが使用している組合員証等（枝番がないもの）でも従来どおり使用でき、オンライン資格確認にも対応可能ですので、一括回収や一括再発行はいたしません。

マイナンバーカードを健康保険証として医療機関で利用するためには、マイナポータルから事前登録が必要です。マイナンバーカードを持っているだけでは健康保険証としての利用はできませんので、ご注意ください。



詳しい利用申し込み方法はこちら！

「いばらき共済」令和2年11月号(No.326)14ページ掲載



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が 一時的に増加した被扶養者の方へ

「いばらき共済」令和2年9月号(No.325)14ページでご案内しました被扶養者の方のパート等収入の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症の影響が原因で、一時的に収入が増加し認定基準額を超えてしまった場合（収入月額が3ヵ月連続または3ヵ月平均して108,333円を超えた場合や、収入年額が130万円を超える場合）でも、過去の収入および今後の勤務状況等を勘案し、直ちに認定取消とはしないこととしました。

この取扱いの対象については、令和2年12月の収入(所得証明書等に反映される令和2年中の収入)までとします。

令和3年1月以降の収入月額が3ヵ月連続または3ヵ月平均して108,333円を超える場合には、通常の取扱いどおり認定取消として共済被扶養者申告書の提出をお願いします。

なお、今後の感染状況によっては、再度対象期間を変更する等の対応を検討することとなりますが、その際は改めてご案内します。